

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第4回芦屋市障害福祉計画策定委員会
日時	令和6年1月29日(月)午後1時30分～午後3時30分
場所	市役所本庁舎南館4階大会議室
出席者	委員長 木下 隆志 副委員長 三芳 学 委員 松本 有容 能瀬 仁美 森 愛子 岡本 直子 高野 康彦 高橋 浄江 久保 みづき 中尾 秀人 多田 直弘 中山 裕雅 欠席委員 小幡 一夫 朝倉 己作 山川 範 オブザーバー 小西 明美 事務局 川口 弥良 長谷 啓弘 今西 絵理子 関係課 地域福祉課 岩本 和加子 吉川 里香 こども政策課 伊藤 浩一 三崎 英誉
事務局	障がい福祉課
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で15人中12人の委員の出席により成立

(2) 委員長挨拶

(3) 議事

ア 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(原案)に係る市民意見募集結果について 当日配布資料1

イ 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(原案)に係る市民意見募集結果について 当日配布資料2・3

ウ その他

(4) 閉会

2 提出資料

(1) 当日配布資料1 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画(原案)への意見の要旨及び市の考え方一覧

(2) 当日配布資料2 原案修正箇所について

(3) 当日配布資料3 就労選択支援の対象者のイメージ

3 審議内容

(1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（原案）に係る市民意見募集結果について

事務局長谷より説明

(木下委員長)

ありがとうございました。繰り返しになりますが、意見募集専用フォーム4人、FAX1人ということで、5人の方から15件の御意見がありました。それに対して、取り扱い区分としては、Aの「原案を修正します」から、Dの「原案のとおりとします」の4区分としています。Aは1件、Bは6件、Cは1件、Dは7件ということで、市の考え方とともに示しています。個人的な意見も入りますが、ご意見の内容は、全て重要で貴重な御意見をいただいたと思っております。人手不足の問題であったり、国と市の考え方のところは、ちょっと誤解もあるような気はいたしますが、不安に思っているところを率直に書いていただいた内容なのかなというふうに思っております。これに関して、計画に沿ってということでも結構ですので、委員のみなさんの御意見もいただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(松本委員)

原案の49ページの障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量ですが、数値目標について1、2、3とあり、1(1)①で、現在施設入所者数のうち、地域生活への移行者数が4名と記載されておりまして、②で令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数が3名とありますが、4名のうち3名が減少しているという意味でいいですか。

(事務局 長谷)

こちらの数値ですが、まず一つ目の施設入所者のうち地域生活へ移行する人数というのは、単純に施設入所を今利用されている方が、例えばグループホームとかを利用して、地域生活に移行される方というのが4名いるという目標値を立てております。2番の施設入所者数の減少数は、今現在53名の方が施設入所を利用されていますが、例えば、地域生活に移行される方や途中で施設でお亡くなりになられる方とかもいらっしゃいます。そういった減少もあれば、新たに施設入所をされる方も一定数おられますので、その増減を加味した後、結果的には3名減っていることを目標値としています。

(松本委員)

背景は、やっぱり事業所の担当者の数が不足しているってということですか。

(木下委員長)

1960年代以降、社会福祉サービスの提供のあり方が大きく変わってきています。そもそも施設入所を標準とするサービスがずっと提供されてきた時代から、住みなれたところで地域生活が送れるような施策に時代とともに変わってきています。欧米のほうでは、施設等が解体されて、地域での生活というのが当たり前になってきている流れがあります。

日本の流れは、施設や病院がなくなっているわけではないですが、なるべく本人の希望であれば、地域での生活に戻していきましょうという動きがあり、それを目標設定数として計画で見込み

なさいということになっています。

(松本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(森委員)

芦屋メンタルサポートセンターが唯一の精神障がいのある人のサービスの事業所で、この間、運営推進委員会の場に出席したのですが、相談支援事業で離職する人が3名出て、人手不足で困っていますということをお聞きしました。4番のケースにぴったり当てはまっていると思いました。市の考え方として、近隣の福祉、保育系の大学に、興味を持ってもらえるよう働きかけていくことも大切なことだと思いましたが、職員の教育も必要ですし、待遇をもう少し考えていただかないと、なかなか定着していかないのではないかと感じます。

(能瀬委員)

例えば芦屋市が盛り上げて、芦屋市内の福祉職場で働くと、すごく働きやすいよとか、何かイメージづくりじゃないですけど、できないものでしょうか

(事務局 川口)

市と三芳副会長の基幹相談も含めて一緒にそういったところへのアプローチというところで、「まるっと説明会」を開催し、事業所さんも一緒にイベントを盛り上げています。イベントでは、事業所の中でこういう事業をされているという紹介をさせていただき、市の考え方に記載のとおり、近隣の学校を回らせていただいて、機運を高めるということが今できているというところの部分にはなります。

(能瀬委員)

どうしても福祉のお仕事って大変そうというイメージがあると思うのですが、福祉に限らずどんな仕事も大変なので、大変さがやりがいのある大変さとか、そういうことをアピールできるようになっていけばいいと思います。まるっと説明会は毎年やっていますが、全ての事業所が参加されてなくて、同じ芦屋の事業所でも、ちょっと温度差があるなというのを実際行って思ったりしています。

(事務局 長谷)

先ほどの説明と重複するかもしれませんが、なかなか事業所で働くということが、孤独感を感じてしまって、もしかしたら辞めてしまうとかというような選択肢をとられる方もいらっしゃるのかなと思うと、まるっと説明会は、比較的市内のさまざまな事業所さんが顔の見える関係性が築けるのではないかと考えており、例えば日ごろのお困り感とかも相談し合えるような関係性を作ることによって、そういった離職を防止するという一助になっているのかなと事務局としては思っているところです。実際、参加されていない事業所さんも中にはいらっしゃいますので、どんどん参加していただきたいなという思いはあります。

(高橋委員)

まるっと説明会には、ずっとかかわってきていますが、サービス利用する方に対して、いろいろと細かく説明していますが、働く側に対してのアプローチはまだまだ少ないと思います。まるっと

説明会に対する市の考え方を書いていますが、そこまで思っていたのかしらとってしまいました。現場は本当に大変な状況ですので、どこも同じだと思います。給付金という形で国から社会保障費の部分がでてくる場所ですので、芦屋市だけで何とかというところは思うところではありますが、それではなかなか進まないのではないかと正直思います。

(木下委員長)

本当に福祉だけでなく、医療のほうもいろいろなところで人手不足になっていますので、喫緊の課題ではありますが、芦屋市だけで何かやってくれたら、うまくいってという問題ではちょっとないのかなという気はしています。

(三芳副会長)

実際相談員さんが、昨年末に3名辞められたというところで、我々としては非常にショックを受けております。どうしたら、せつかく相談員になられた方が長く芦屋で活躍していただけるのか、常に我々も考えているところです。できるだけ仲よく、顔の見える関係にあって、愚痴や困っていることとかを言い合える場所というのも作っていかうということで、相談支援連絡会を数年前から立ち上げています。また、それとは別にまるっと説明会や作品展で、できるだけ多くの人と一緒に何か一つのイベントを作ったり、仲よくやっとうと、ずっと取り組んできています。そういったところに御参加いただいている事業所さんや、職員さんは、やっぱり続きやすいなというふうにごく感じております。人手不足等で、他の事業所さんが集まる場に職員を参加させにくい状況やメリットを感じない方が当然ながらおられることも現状としてありますが、より参加したいな、みんなと一緒にやっていきたいなというふうな機運に持っていけるように、我々としても作っていったらなと考えているところです。

(多田委員)

先ほどから出ています施設から一般社会に出るという人数を決めるのはおかしいという方がおられると思いますが、僕の考えから言えば、まずは地域で生活をしてみて、その後フォローしながら経過を見るというのが僕の考えです。使えるお金が限られているのであれば、いろいろなところを少し削っていきながら、より充実した形にしていく。人手不足は恐らくこれから日本の大きな課題になると思います。

(松本委員)

取扱区分Dの防災の件ですが、私どもの身体障害者福祉協会は、御承知のように肢体、聴覚、視覚、そして内部障がいのある方が会員となり、月1回、理事会やっています。会員とどのようにコミュニケーションをとるのかということで、ホームページを立ち上げたり、LINEを利用して、協会の意見を取り上げるようにしようかということで話し合い、今、LINEを運用しています。聴覚の障がいのある方には役に立っていますが、視覚の障がいのある方にはスマホや文字にして転送して、自動再生してもらい、コミュニケーションをとっています。みんなが十分にスマホを使いこなせるかと言ったら、そうでもなさそうですので、難しい点があります。1月の能登の震災があり、LINEで阪神大震災の体験を発信したところ、それがきっかけになったのか、会員の中で福祉避難所のことを知りたいとなる方もいて、どういう形で運営されるのか、その辺お聞きでき

ば、理事会で会員に説明したいと思います。

(中山委員)

市立の施設であれば、保健福祉センター、みどり地域生活支援センターが福祉避難所の位置づけになっております。あとは、高齢者の特別養護老人ホームなどの施設が福祉避難所の位置づけになっており、どうしてもそこは定員や職員さんに余裕がないと受け入れができないので、状況はその時々で変わってくると思います。

(木下委員長)

能登の震災で、特別養護老人ホームに避難をしたいという方を受け入れができないというニュースがあったと思いますが、職員も被災者で、職員が通常の3分の1以下しか来ることができず、その方々が休みなくずっと働いて、入所している利用者さんのケアを24時間行っているの、どうしても被災をされている方を受け入れることができなかつたという状況のようです。

(関係課 吉川)

福祉センターの管理、施設の担当もしておりますので、福祉避難所としての福祉センターの今の準備状況を少し御説明させていただきます。福祉センターは先ほどから出ておりますように、2次的な避難所ということで、通常の避難所で暮らされるのが難しい方など、小学校などの福祉避難室でいいのか、やはり福祉避難所のほうがいいのかというところを見極めた中で、避難していただくこととなっております。年に1回は建物の中で働く職員が、どれくらいの時間で駆けつけることができる職員が何人いるのかということを確認したり、あと開設をするとなったら、どのような形ですのかということ必ず訓練をしているところです。

また、現在5類にはなりましたが、感染症のこともありますので、そういった感染症の症状のある方と、そうでない方をどこの部屋で分けるのか、あと備蓄の水とか食料についても、ローリングをしながら、受け入れ体制が整わないようなことにはならないようにというところはしております。ただ、今お話に出ておりますように、職員自身が被災をした場合に、どこまで対応できるかというのは、やはり課題であろうかと思っておりますし、外部のほうから助けに来てくださる方が派遣されたときに、どのように動いていただくのかということは、今回を機に改めて考えないといけないなというふうに思っているところです。

(木下委員長)

ありがとうございます。福祉センターには、ある程度何か備蓄はありますか。

(関係課 吉川)

水や少しの食べ物がございます。十分あるわけではないので、そのあたりは、防災と連携をしながら持ってきていただくとかということもしておりますし、あとダンボールベッドであるとか、そういったものも備蓄をしております。

(木下委員長)

では、またもしお気づきの点がありましたら、おっしゃっていただければと思います。

次の議題の説明をお願いします。

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（原案）について

事務局長谷より説明

(木下委員長)

先ほどのパブリックコメントに反映される修正が1点と就労選択支援に関する設置目標ってのが加味されたという1点、要は2点です。

就労選択支援を受ける対象者はよく分かるのですが、担い手はどこになりますでしょうか。

(事務局 長谷)

一応想定としては就労移行支援をしている事業所さんが合わせて同じような選択支援もサービスとして提供できるようになると書かれておりましたので、今就労移行支援の指定を受けている事業所さんが担われるのかなと考えております。

(木下委員長)

そもそも就労選択支援ができる背景はアセスメントという言葉が出ていとおおり、学校を卒業されたり、就労系のサービスを使いたいという方に今まで適切なアセスメントができていなくて、本来働けるのに働く場所が提供されていなかったり、その逆だったりもあるのかもしれませんが、マッチングに不備があるのではないかということで、新たなサービスが設定されているというような内容ですね。

(事務局 長谷)

今回の障がい福祉サービスの数値目標の中にも障がい福祉サービス事業所を利用されている方が一般就労へ移行する人数というのを把握しましょうというところがあり、国の方向性としては一般就労に繋がる人はどんどん繋げていこうという流れがまず一つございます。その中で、例えば就労継続支援B型を使っている人が、もっとステップアップできるのではないかとか、一般就労できる能力があるけれど、B型にとどまっている人がいるのではないかとこのところをきちっとした枠組みの中で、アセスメントした上で適切などころに通所していただくというふうになると理解しております。

(木下委員長)

「あなた一般就労行けますよ」って、一般就労する企業さんがどれだけあるかとか、というところにもなってきます。逆に言うと、企業側がさまざまな障がい特性を理解して、就労支援をやってくれるのであれば、そもそもAもBもいないという話にもなりますし、そのあたりが非常に難しいところですよ。

(能瀬委員)

うちの子が今回卒業するに当たって、生活介護に行くか、B型に行くかといって悩んで、B型の受け皿がなかったので、生活介護に行くことになりました。今後B型に行く可能性がないわけじゃないかなというので、B型のアセスメントを使いましたが、それとまた今言っていらっしゃる就労選択支援というのは、全く別のことですか。

(事務局 長谷)

先ほど少し説明の中でもふれましたが、今まさにB型のアセスメントというのを就労移行支援の事業所さんがされておられます。それが先ほども同じ指定を受けることになるのではないかとというような説明をさせていただきましたが、同じようなアセスメントを就労選択支援という枠組みの中でやっていくこととなります。先ほどの参考資料の当日配布資料3の裏側にこういう改善があるという内容が書かれています。実際に就労移行支援でアセスメントをしていただいている方、さまざまな経験とかはお持ちですが、就労選択支援の利用となった場合、改善の1のところを見ていただきたいのですが、就労支援について一定の経験等を有する人材や研修を通じて育成した人材の配置により、より専門的な支援を受けることが可能という、そういった専門的な支援をする人が就労選択支援で特化して、今後アセスメントをしていくというようなことが書かれています。人の部分についても何かしら今後研修を受けていただいた方がアセスメントをするとか、そういった仕組みになるのかなというふうには思っております。ただ、今就労移行支援で適切なアセスメントができていないとは思ってはいませんが、仕組みとしてはそういう形になります。

(高野委員)

策定委員になりまして、国から決められた数値が並んだものをどう我々が審議するのかなっていうことを思いながら、今までの会議の中で、例えば地域生活や地域移行であったときに、移行した先にどれほどの幸せがあるのかっていうことが、やはり計画に反映しないと、数字だけ上げてあまり意味がないのかなっていうことを申し上げたところです。今回は委員のみなさんがやっぱりその質のところの意見がたくさん出されていたので、よかったなって思います。計画の中にも、基盤を整備しますとか、より安全とか安心した生活をつていうことが書かれてはいますが、やっぱり具体的なことがなかなか文字面になっていないっていうことが市民からの意見がそういうふうにさせているのではないかなって思います。

もう一つは、障がいていう括りで計画を立てていますので、例えば福祉人材の育成とか、その地域課題っていうところを、障がいだけではなくて、もう少し広げた中で、何か計画がなされれば、どこかでされているのかなと思いますが、例えば引きこもりの問題、不登校の問題なんかも含めて、芦屋がそういったまちづくりの中で、地域課題をどうやって捉えていくのかっていうことが、すごく本質的な大事なことなのだろうなって思っています。そういったところが、今後文字として計画に反映されるということが、すごく芦屋独自としてできることなんじゃないかなと感じています。

(木下委員長)

ありがとうございます。非常に私も共感できる部分がたくさんあります。と言いますのも、実は日本はもう少子高齢化の前提にあって、各それぞれのサービスっていうのは計画ですごく洗練されたものができてきているのです。子どもは子ども、高齢は高齢福祉計画、障がいもこのような計画があって、今ちょうどイギリスだったかと思いますが、そういう先進国は各それぞれの専門の計画はありますが、やはりそれが縦割りにちょっとようになってきている弊害をどう解消するかっていう動きが今出てきています。

(岡本委員)

先ほど就労支援の話がありましたが、今、能瀬委員がおっしゃったように、息子さんがB型のアセスメントをとられたのに、結局受け皿がなくて、生活介護のほうに行かざるを得ないというようなお話をされていましたが、受け皿をうまくコーディネートできるような仕組み作りが芦屋の中では、やはり必要なのではないかなって、すごく話を聞いていて思いました。アセスメントを受け、A型にとなったとしても、受け皿がなければ、結局B型のままで終わるということになってしまうので、一般就労についても同じだと思うのですが、企業さんなど受け皿の開拓っていうのかな、それは必要ではないかなって思うことが一つあります。

これからは障がいのある人だけではなく、高齢者の方も年齢を重ねていくと障がい者の手帳を取ってなくても、耳が聞こえにくくなったり、やはり目が悪くなって目が見えなくなる。それはご病気によるものですが、そういった状態になる方はいっぱいいらっしゃいますし、障がいのある方が、65歳以上になると、介護保険制度のサービスが優先になるなどサービスの的にも何か混在しているので、介護・障がいどちらのサービスを使うのかということがあるということを知っていますので、そうではなく総合的な視点で考えていかないと、なかなか難しいのではないかなというのは、これは私の感想ですけれども、そういうふうに思いました。

(中尾委員)

今回、現職を退任しまして、芦屋市に住んでいるので、何かお役に立てることがあるかなと思って、この会議に参画させていただきました。この会議が担う所掌などよくわからず、話を聞かせていただいていたのですが、やはり境界と境界がにじむという作業が必要ではないかと思いました。芦屋市は、非常に小さな自治体で人口も10万足らずですから、なかなか一つ一つの事業を独立して完結する、自己完結するというのが難しいので、自己完結するものとずっと事務局の方が話されていましたが、近隣の自治体や、あるいはもう一つ大きな行政単位とどう力を調和していくのかというのは、すごく大きな課題になっています。芦屋市独自に予算もたくさんあるわけではないので、障がいの種類とか、年齢とか、地域とかをどうにじませていくのかということに視点をもって、よりよい計画になるように見守っていきたいと思います。大変勉強になりました。ありがとうございました。

(木下委員長)

いろいろな影響をお互いに受けながらということがあると思いますので、そういう視点も非常に重要なことというふうに思います。

(高橋委員)

防災のことで、約30年前ですが、阪神大震災のときに、高野委員がいらっしゃる入所施設の三田谷治療教育院がどのような連携をしていたのかということ、以前ビデオを見せてもらったことがあって、素晴らしい支援をされていました。今、能登の震災で障がい者施設の二次避難として障がい者が障がい者施設に避難するみたいなことをされていますが、当時芦屋でも同じようにやっている事業所があったということです。入所と通所では全く違う支援の仕方があるわけで、そういったことを事業所へ向けて、高野委員に少し頑張ってもらって、勉強会じゃないですけどもしていただきたいと思います。

それと今、事業所はBCPと言って、防災と感染の2種類の業務継続計画を立てなければならないということになっています。それを立てながら最も業務継続計画としてやらなければいけないのが人材確保というところになっており、人材確保ができなければ業務継続できないという現実ではあります。

(小西委員)

住みなれた地域で安心して過ごすといったところは、うちの事務所でも対応させていただいている人もそうだなと思いながら聞かせていただいていたと思います。計画では、近隣市の状況を把握していくと書かれていますが、芦屋市では、例えば、65歳以上で障がいがあり、介護保険の要介護5の方で、家族の支援をできる限りしていただいた中でないと、障がい福祉サービスが使えないということを知っています。近隣市町というのは、要介護4でも障がい福祉サービス、ヘルパーさんとかというのをもう少し幅広く使えるような柔軟な対応をとられているというのを聞いています。そういった近隣市町の状況も把握していただけたらと思いながら聞いていました。

また、災害に関することで、市の緊急災害時要援護者台帳の登録を対象の方には勧めさせていただいています。本人さんたちが「助けてください、そういうときには」というふうにおっしゃって、載っている台帳からの抜粋であれば、自治会、自主防災会のみなさんに受け取っていただいて、平時からの見守り体制というのも取れているのかなと思いながら、日々活動をさせていただいたのですが、自治会、自主防災会によっては要援護者台帳を抜粋した要配慮者名簿の受領を希望される、されないというのがあるのでしょうか。

(岡本委員)

民生委員は、全員が受領をしています。ただ、自治会になると、自分たちも高齢なのに、要配慮者名簿を預かって、対応できないとかっておっしゃるような自治会もあるとういふうには聞いて、なかなか全ての自治会が受けとっているかと言うと、そういうふうには聞いていません。それでも少しずつ受領される自治会は増えているとは聞いています。

防災安全課のほうが一生涯懸命受け取ってくださいというふうには言っているのは確からしいです。私たち民生委員としても、民生委員だけで地域の中の全てを賄うわけにはいかないもので、できれば自治会のほうも受け取っていただいて、地域全体で災害が起きたときにも安否確認から、その後の支援、フォローをしていかなければ、本当にみんな共倒れになってしまうかなというふうに思っています。

(小西委員)

そうですね。より多くの目があったほうが絶対いいと思います。

(岡本委員)

自分たちもみんな被災しているので、大丈夫であれば安否確認などもできるけれども、もしかしたら、自分もけがをしちゃっているかもしれないというのもありますので、より多くの方が関わるほうが本当にいいと思います。

(森委員)

原案52ページ、53ページのところ、発達障がいのある人等に対する支援のところピアサポー

ト活動への参加人数というのがあります。精神障がいのある人にもピアサポートというのは、大事な活動です。精神障がいのある人でもかなり寛解して、就労している方もいらっしゃいます。そういう方はピアサポーターになれるので、精神障がいの分野にもピアサポートの活動のことを考えていただけないかなと思っています。尼崎の家族会の方たちと仲良くさせていただいて、尼崎ではピアサポーターがかなり活躍していらっしゃいまして、とてもいいなと思って聞いておりましたので、ぜひ芦屋でもできるのであれば取り入れていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(木下委員長)

みなさんの御意見をお聞かせいただきまして、参考にさせていただきながら、計画のほうまとめていければと思います。パブリックコメントについては、提案どおり進めさせていただくこととします。

(木下委員長)

ありがとうございます。中山委員、一言お願いできますか。

(中山委員)

やっと原案の完成までたどり着き、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。特に人材不足は障がいに限らず、特に高齢はもっと深刻でして、現に人がいない。よその市から応援に来てもらってというケースまで出てきてしまったり、ケアマネさんもないような非常に深刻な状況です。国も幾らかは予算をつけていただいています、全然足りていない状況で、3%、5%春闘で上げようかというのに、1%ぐらいしか人件費が回っていかないような配分になっています。市としても、まずお金の問題、何とか解決できる方法がないかというのは検討しているのですが、国が処遇改善の仕組みをもっと簡素化して、使いやすいようにと4月以降改定していくこととなっていますので、その様子を見て、多分7年度になると思いますが、何らか施策ができないかなと考えております。

それから、災害支援のほうは能登半島地震でみなさん関心高まっているところですので、特に福祉の専門職に関わっていただくような仕組み、民生委員さん、隣近所の方、自治会の方、そこに福祉の専門職がしっかり入っていただいて、個別避難なり、避難所での生活がうまくいくようにできないかなというふうに考えていまして、今、関心があるうちに進めたいなというふうに考えております。いろいろと御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。御世話になりました。

(木下委員長)

では最後に、三芳副委員長よりお願いします。

(三芳副委員長)

今日は、パブリックコメントや本日のみなさんの御意見を聞いていると、もう少し数字というよりも本質的な部分の人材確保、地域とのつながり、災害の問題、受け皿の問題など総合的な視点というふうなところのお話をたくさんいただいたなというふうに思っております。全てを盛り込んでいくというのはなかなか難しいと思いますが、実際これを動かしていくというところでは基幹相談や自立支援協議会が両輪となって進めていければと感じております。

まるっと説明会で昨年と同様、今回も甲南高校さんともコラボしておりまして、甲南高校さんが阪神大震災のときに障がいのある人はどういうふうな体験をしたのかというところをヒアリングされていました。私もコーディネートをして、当事者の方と甲南高校さん一緒にお話をする機会を設けさせていただいて、それを基に2月17日に午後から発表会をされますので、ぜひそちらのほうも聞きに来ていただければと思っております。本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。